

答 申 第 5 7 号
平成20年 1 月29日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成19年 5 月15日付け青商第134号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

電線地中化事業に係る融資の打合せに関する出張命令書等についての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成16年1月から5月までに県商工労働部課長又は職員の八戸出張命令書及び出張報告書（用務 廿三日町電線地中化事業に係る融資についての打合せ）」（以下「本件行政文書」という。）について、不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成19年4月11日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件行政文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「開示請求された文書は、その用務に係る文書が不存在である」として、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年4月24日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年4月27日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書、反論書その他異議申立人から提出のあった書面によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成16年1月、町内有志6名で廿三日町キャブ事業（以下「本件事業」という。）の救済を求め直接要請を行い、平成16年3月、八戸市商工労政課課長から、有志代表の元において「八戸市廿三日町商店街振興組合（以下「振興組合」という。）が具体的金額を提示する」との回答を受けている。
- (2) しかし、その回答は履行されることがなく、そのことについて同商工労政課課長に回答の経緯について説明を求めたところ、同商工労政課、県庁商工労働部、振興組合の協議決定で行ったとの説明であったが、履行に至っていないものである。
- (3) 現商工労政課課長に、平成16年3月の前課長の発言、協議の内容、日時、場所、出席者について説明を求めたところ、前課長の発言については知っているとしながら、記録として残していないとしていることから、県庁商工労働部商工政策課に対し、平成16年1月から5月までと限定した期間の、八戸への出張命令書及び出張報告書の開示請求を行ったものであり、同商工政策課は、出張命令書及び出張報告書の開示を行っていない。
- (4) 平成16年1月から5月の出張命令書及び出張報告書があるのであれば、本件事業の打合せ又は協議会への出席である可能性が高いものであり、異議申立てした次第である。
- (5) 理由説明書に対する反論

ア 本件事業に係る高度化融資制度についての協議、打合せについて

- (ア) 県知事及び商工労働部に対し、本件事業の救済を求め、異議申立人が直接嘆願書を提出（期日については、秘書課及び商工労働部が嘆願書を収納しているので、確認してほしい。）し、同日、八戸市長及び商工労政課に有志代表が提出している。平成16年1月、八戸市長に有志代表らが直接救済を求めたところ、市長自ら商工労政課長を指名し、対処を命じたものである。
- (イ) 同年3月有志代表の元で商工労政課長は、具体的金額については近々振興組合が示すとの回答であり、同年4月頃、振興組合理事長から具体的に金額を示して欲しいとのことから、業者を頼み、店舗見積書を3名にて振興組合に対し提出したものである（同年5月から6月頃提出）。しかし、振興組合からの回答は得られていないため、商工労政課長に対し、結末及び回答に至る経緯について回答を

求めたところ、口頭で市商工、県商工労働部職員、振興組合の三者による極秘の協議において、県が振興組合に対し融資の提供をすることとなり、回答したが、その後、振興組合が県の融資を断ったために、結果がそうなったのだろうとの口頭説明である。

- (ウ) 市商工労政課には、そのことに対する書面記録は一切残っていないことから、市長への手紙を出し、そのことに対する回答について書面提出を求めたが、拒否されているものである。
- (エ) 本件事業は、街区の高度化を目的に国策事業として行われており、融資制度が国において確立されており、八戸市の他地区は制度を受け、活性事業（モール化）を行い、移転建物の補償費を一括して事業に盛り込み、事業費として処理をしているものである（他地区振興組合役理事の説明である。）。よって、振興組合は、問題処理を行うため、融資について具体的に県商工労働部局と協議を行ったと思われる（民間銀行の融資で行う事業ではない。）。
- (オ) 実施機関は、理由説明書において、「平成19年4月16日八戸市商工労政課に対しても電話で打合せの事実の有無を確認したが、開催の事実はないとの回答を得たところである」とのことだが、平成19年6月15日八戸市商工労政課長にその回答の有無について確認を電話で行ったところ、記録等書面は残っていないと県に回答したとのことで、打合せ開催の事実はないと回答したものではないとのことである。県は、自己都合にいい解釈をし、書面作成している。
- (カ) 本件事業の目的は、キャブ事業だけではなく、街区の高度化を兼ねた事業であり、八戸市の十三日町、三日町、八日町は、県商工労働部局が窓口となり、国の高度化融資制度を利用し、モール事業を行っており、まして県は、十三日町、三日町、八日町と同手法、同事業としているものであり、地元のとりまとめを振興組合が行うとしながら、一度も高度化融資制度について、協議も打合せも行っていないとするのは、本件事業の目的からして、不自然であると言わざるを得ないものである。

イ 八戸市への出張命令書及び出張報告書の有無について

- (ア) 市商工労政課長は極秘としていることから、協議の記録は口頭だけで行い、作成していないと思われるが、出張命令書及び出張報告書は、残っていると思われる。
- (イ) 平成16年1月から見積書を提出した6月、余裕をみて7月までの本件事業経費及び工事費の中に出張費があると思われ、商工労働部局、本庁道路課・用地管理課、三八県民局道路課・用地管理課の本件事業に関わる経費及び工事費の明細書、会計報告書を精査していただきたいと考える。
- (ウ) 市職員によると、「県庁の仕事は青森県全体がエリアとなっているため、出張扱いとならないかもしれない。そうなると出張命令書もない、交通費は自動車で行った場合、経費の特定は無理」とのことである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人から開示請求のあった文書については、開示請求に係る用務が存在せず、それに係る文書が存在していないことから、本件処分を行ったものである。
- 2 文書の確認に当たっては、請求のあった用務から判断すると、商工労働部においては、商工政策課及び経営支援課（当時、経営振興課）が関与した可能性が考えられ、両課において文書の確認作業を行ったが、文書は存在しなかった。なお、請求のあった用務とそれ以外の用務との複数用務に係る出張命令も考えられることから、八戸市出張に係るすべての文書を確認したが、請求に係る文書は存在しなかったものである。
- 3 また併せて、当時の両課の関係者にも、請求に係る件で八戸市内で開催された打合せ等に出席したかどうか面接及び電話により確認したが、そのような記憶はないとのことであった。
- 4 平成19年4月16日には、八戸市商工労政課に対しても電話で打合せの事実の有無を確認したが、開催の事実はないとの回答を得たところである。
- 5 以上のことから、本件処分としたものである。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

- 2 本件行政文書の存否について

(1) 本件開示請求に係る用務について

ア 実施機関は、理由説明書において、「開示請求に係る用務が存在せず、それに係る文書が存在していない」とし、また、「文書の確認に当たっては、請求のあった用務から判断すると、商工労働部においては、商工政策課及び経営支援課（当時、経営振興課）が関与した可能性が考えられ、両課において文書の確認作業を行った」としているところである。

イ このため、当審査会が実施機関に対し、本件開示請求に係る用務について、当該各課が関与する可能性のある用務、関与の態様について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べている。

(ア) 商工政策課

商店街振興組合等が実施するアーケード・カラー舗装等の商店街の環境整備に関する施設を整備する事業に対する融資制度（高度化融資制度）の説明等

(イ) 経営振興課（当時）

高度化融資制度に関連して実施される経営診断助言制度の説明等

ウ 以上から、商工労働部商工政策課・経営振興課（当時）においては、本件開示請求に係る用務に関与する可能性があったものと認められる。

(2) 本件開示請求に当たり確認した行政文書の内容について

ア 実施機関は、理由説明書において、本件開示請求に係る行政文書の確認について、「商工政策課及び経営支援課（当時、経営振興課）において文書の確認作業を行ったが、文書は存在しなかった」、「請求のあった用務とそれ以外の用務との複数用務に係る出張命令も考えられることから、八戸市出張に係るすべての文書を確認したが、請求に係る文書は存在しなかった」としているところである。

イ そこで、当審査会が実施機関に対し、実施機関が確認したとする文書等が綴られたファイルの提示を求め、審査会において実際に見分したところ、商工政策課及び経営振興課（当時）における、旅行期間が平成16年1月から5月までのすべての旅行命令等の状況は、次のとおりであった。

(ア) 商工政策課関係

- a 旅行命令簿や復命書が綴られたファイル6冊について見分した。
- b 該当する旅行命令簿の枚数は約260枚で、このうち用務地に八戸市が含まれるものは80枚弱であった。
- c 用務地に八戸市が含まれるものに係る旅行命令簿や復命書の記載内容を逐一確認したところ、その用務の内容は、各種会議への出席等であり、特定法人に

対する高度化資金貸付に係るものも数件あったが、いずれも本件事業や本件開示請求に係る用務に関連するものとは認められなかった。

(イ) 経営振興課（当時）関係

- a 旅行命令簿や復命書が綴られたファイル10冊について見分した。
- b 該当する旅行命令簿の枚数は約120枚で、このうち用務地に八戸市が含まれるものは30枚弱であった。
- c 用務地に八戸市が含まれるものに係る旅行命令簿や復命書の記載内容を逐一確認したところ、その用務の内容は、各種会議への出席や経営診断等であり、特定法人に対する高度化資金貸付に係るもののほか、八戸市商工労政課での打合せに係るものもあったが、いずれも本件事業や本件開示請求に係る用務に関連するものとは認められなかった。

ウ 以上のとおり、商工労働部商工政策課・経営支援課において保有する、平成16年1月から5月までの旅行命令簿や復命書には、本件事業や本件開示請求に係る用務に関連したものは存在しなかったものである。

(3) 復命書の取扱いについて

ア 当審査会が調査したところ、青森県職員服務規程（昭和36年9月青森県訓令甲第16号。以下「服務規程」という。）第13条第1項では、「出張した職員は、当該用務を終えて帰庁したときは、速やかにその概要を口頭で上司に報告するとともに、復命書（第5号様式）を作成し、旅行命令権者に提出しなければならない。」と規定し、当該用務が、送迎、報告及び提出等用務の概要が容易に把握できるもの並びに常時出張を必要とする用務（以下「定型的用務等」という。）である場合等で簡易用の復命書を使用することができる場合を除き、当該復命書には、出張期間のほか、その概要として、出張期間の各日ごとに、利用した主な交通機関、用務先、宿泊地及び業務の概要等を記載することとされているものである。

また、服務規程第13条第2項の規定により、復命書の作成を省略し、口頭復命によることができる場合もあるが、これは、定型的用務等であって、旅費の支給を受けない場合に限られているところである。

イ 本件開示請求に係る用務は、「本件事業に係る融資についての打合せ」であり、簡易用の復命書が使用できる定型的用務等であるとは認められず、また、下記(3)のとおり、当該用務に関して八戸市に出張する場合には旅費が支給され、復命書の作成を省略することができる場合にも該当しないことから、仮に本件開示請求に係る用務について出張があれば、業務の概要等が記載された復命書が作成されることとなるものである。

現に、当審査会が見分した商工政策課及び経営振興課（当時）の旅行命令簿等に

おける、特定法人の高度化資金の貸付に係る用務で出張したものについては復命書が作成され、当該復命書にはその概要が相当具体的に記載されているところでもある。

(4) 県庁から八戸市へ出張する場合の旅費の取扱いについて

ア 異議申立人は、本件事業の目的がキャブ事業だけではなく、街区の高度化を兼ねた事業で、八戸市の十三日町、三日町、八日町については、県商工労働部局が窓口となり、国の高度化融資制度を利用し、モール事業を行っていること、県が本件事業は、十三日町と同手法、同事業としながら、一度も高度化融資制度について、協議も打合せも行っていないとするのは、本件事業の目的からして、不自然であると言わざるを得ないとした上で、本件事業に関連した高度化融資制度に関する八戸市との打合せについては、「市職員によると、「県庁の仕事は青森県全体がエリアとなっているため、出張扱いとならないかもしれない。そうなると出張命令書もない、交通費は自動車で行った場合、経費の特定は無理」とのことである」と主張しているところである。

イ このことから、当審査会が、当時の職員等の旅費に関する条例（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年3月青森県条例第9号）附則第24項の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）。以下「旧旅費条例」という。）その他出張に係る関係規定を調査したところ、次の事実が認められた。

(ア) 職員が出張した場合には、次の旅行（宿泊を伴うものを除く。）を除き、当該職員に対し何らかの旅費が支給される。

a 在勤地（在勤公署から8キロメートル以内の地域をいう。）内の行程8キロメートル未満又は引き続き5時間未満の旅行

b 公用車又は公用船を利用する陸路又は水路100キロメートル未満の同一県内旅行（出発地及びすべての目的地が同一都道府県内にある旅行をいう。）

(イ) 旅費が支給される旅行は、旅行命令によって行われ、旅行命令は、旅行命令簿を提示することによって行われる。

(ウ) 同一県内旅行として県庁から八戸市に出張する場合においては、宿泊を伴わない旅行であっても、旅行の態様に応じ、次のとおり旅費が支給され、旅費が支給されない場合は想定されない。

a 鉄道を利用する旅行 鉄道賃及び日当（旧旅費条例別表第1の定額の2分の1に相当する額（以下「2分の1日当」という。））

b 私用自動車を利用した旅行 車賃及び2分の1日当（私用自動車に同乗した職員については、日当300円のみ）

c 公用車を利用した旅行

日当300円

ウ 以上から、県商工労働部商工政策課及び経営振興課（当時）の職員が、本件事業に関連した高度化融資制度に関して、八戸市との打合せ等のために県庁から八戸市に出張する場合には、旧旅費条例に基づき何らかの旅費が支給され、当該出張に当たっては旅行命令簿による旅行命令が発せられることとなるものである。

- (5) 上記のとおり、本件開示請求に係る用務について出張が行われた場合には、その概要等が記載された復命書が作成されることとなる。しかし、商工労働部商工政策課・経営支援課において保有する、平成16年1月から5月までの旅行命令簿や復命書の内容を逐一確認したが、本件事業や本件開示請求に係る用務に関連したものは存在しなかったところである。以上からすると、「本件開示請求に係る用務が存在せず、それに係る文書が存在していない」との実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないと認められ、実施機関は、本件行政文書について、これを保有していないと考えるのが相当である。

3 結論

よって、実施機関は、本件行政文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 5 月 16日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成19年 5 月 24日 (第131回審査会)	・審査を行った。
平成19年 6 月 5 日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成19年 6 月 11日	・異議申立人からの反論書及び書面を受理した。
平成19年 6 月 15日	・異議申立人からの書面を受理した。
平成19年 6 月 28日 (第132回審査会)	・審査を行った。
平成19年 7 月 26日 (第133回審査会)	・審査を行った。
平成19年 8 月 30日 (第134回審査会)	・審査を行った。
平成19年 9 月 27日 (第135回審査会)	・審査を行った。
平成19年10月 25日 (第136回審査会)	・審査を行った。
平成19年11月 22日 (第137回審査会)	・審査を行った。
平成19年12月 17日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。

平成19年12月26日 (第138回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年12月27日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成20年 1 月 7 日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成20年 1 月 24日 (第139回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部准教授	
平井 卓	青森大学経営学部非常勤講師	会長職務代理者

（平成20年 1 月29日現在）